第八十九条の四第三項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定は、前項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、それぞれ準用する。

3　前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項の揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

第九十条第四項中「、第二十六条、第二十九条第一号、第三号及び第四号並びに第三十一条」を「及び第二十六条」に改め、「、第十五条の二及び第十七条」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項のみなし揮発油を移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

第九十条の二第三項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定は、前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、それぞれ準用する。

3　前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

第九十条の四第一項中「平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年三月三十一日まで（第四号に掲げる重油及び粗油については、平成二十三年三月三十一日まで）」に改め、同条第二項中「、第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、「第九十条の四第六項及び第七項」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「、第二十六条（第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、「第九十条の四第四項及び第五項」を「第九十条の四第六項及び第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定により石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される者は、同条第一項第一号に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の四第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素を同項の用途に供する者並びに同項の重油及び粗油の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の四の二第二項中「、第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、「第九十条の四の二第三項及び第四項」を「第九十条の四の二第四項及び第五項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の四の三第二項中「、第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、「第九十条の四の三第三項及び第四項」を「第九十条の四の三第四項及び第五項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の沖縄発電用特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の沖縄発電用特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の五第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「、第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の石油化学製品の製造者又は同項の特定揮発油等の製造者若しくは販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の六第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、第二十六条（第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、「第九十条の六第四項及び第五項」を「第九十条の六第六項及び第七項」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「、第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。